

山陽学園大学・山陽学園短期大学公的研究費不正防止計画

平成28年5月25日制定

文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究費の不正使用に関する取扱規程」第5条の規定に基づき、次のとおり不正防止計画を定める。

項目	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
機関内の責任体系の明確化	周知不足により研究費の管理・執行に対して責任が曖昧になるおそれがある。	学内外の研究費の責任体系を明確にする。
ルールの明確化・統一化	研究費の使用ルールとその運用が乖離するおそれがある。	通知や説明会によりルールや変更点の周知を徹底する。
納品検収	物品の調達については、不正使用が発生しやすいので牽制体制が必要。	納品検収は必ず部局担当者が実施する。
謝金等実態の把握	支払に当たっては勤務管理、税金の問題等があることから適正な運用を行うためには事前に情報が必要となる。	事前の申請を原則とし、打合せを行い、確認、準備を行う。 勤務状況については厳正に事実確認を行う。
旅費の事実確認	業務の適正性の確認が不十分となる。	事前の計画、具体的な目的を事前に確認を行う。 精算当たっては証拠書類の提出を求める。
予算執行状況の把握	予算執行が年度末等に集中する傾向がある。	予算の執行状況を定期的に確認し、遅れが見られる場合は指導を行う。
相談窓口	研究者の誤った理解、判断に基づく研究費の使用。	総務課を相談窓口とし適正な使用の指導・助言を行う。
通報窓口	学内外から通報を受ける窓口の周知が進んでいない。	総務課を通報窓口とする。また、内部監査も実施し、不正リスクの早期発見を図る。
定期的なモニタリングの実施	モニタリングが形骸化する。	リスクアプローチ監査を実施し、PDCAサイクルにより常に見直しを行う。